



<特集>

茨城県屋外広告物条例・施行規則が改正されました

【はじめに】

本県では、良好な景観の形成や風致の維持、及び公衆に対する危害の防止のため、はり紙や広告板などの屋外広告物が適正に表示されるよう、「茨城県屋外広告物条例」及び「茨城県屋外広告物条例施行規則」を定めて、必要な規制を行っています。

このたび、景観法の制定や屋外広告物法の改正といった国の動きを受けて、より一層良好な景観の形成を目指すため、屋外広告物条例及び施行規則を一部改正のうえ、平成18年10月1日から施行することとしました。

ここでは、改正の主な内容を説明します。

《参考・国の動き》

(1) 景観法の制定

平成16年6月に、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、翌年6月1日に完全施行されました。

景観法では、良好な景観の形成を推進するための規制の仕組みや支援措置等を規定しています。特に、都道府県や知事の同意を得た市町村等の「景観行政団体」が景観計画を定めることで、景観行政を主体的に推進できることとしています。

(2) 屋外広告物法の改正

景観法の制定に関連して、屋外広告物に関する基本法である「屋外広告物法」も平成16年12月に一部改正されました。

改正では、屋外広告物の適正な表示により良好な景観を実現するため、様々な見直しを行っています。見直しの主な内容は次のとおりです。

景観法に基づく景観行政団体となった市町村は、独自の屋外広告物条例を制定できるようになりました。

景観法に基づき指定された景観重要建造物や景観重要樹木を、屋外広告物条例で禁止物件に指定できるようになりました。

簡易除却(違反広告物を行政等が直接除却すること)の対象となる広告物に、「はり札等・立看板等」(ベニヤ板等に直接塗装したもの)と「広告旗」が追加されました。

屋外広告物の登録制度について、各都道府県が条例で規定することにより導入できるようになりました。

【ここが変わります】

屋外広告物の登録制度を導入しました

屋外広告物の適正表示を推進するため、特に屋外広告業者に対する効果的な指導を確保できるよう、従来の届出制に代えて登録制度を導入しました。

《届出制からの変更点は？》

登録制度では、届出制に比べて次のとおり変更となりました。

届出制(旧)		登録制度(新)
市町村	申請先は？	県
特になし	手数料は？	1万円(県収入証紙)
有効期間なし	有効期間は？	5年間(更新可)
個々の広告物に対する是正指導のみ	違反広告物を表示すると？	営業停止命令・登録の取消しを受ける
100万円以下の罰金	届出(登録)無しで営業すると？	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
配置が必要	講習会修了者等は？	配置が必要

このみ変わっていません

《これまでに届出を行っていた業者の取扱は？》

平成18年9月末日までに届出を行っていた業者は、平成19年3月末日までは登録を受けなくとも屋外広告物を営むことができます。

なお、4月以降も引き続き屋外広告物を営むためには、2月末日までに登録を申請することが必要になります。





【ここが変わります】

屋外広告物の許可基準を見直しました

屋外広告物の適正な規制による良好な景観の形成をより一層推進するため、屋外広告物の許可基準を一部見直しました。

《自家広告物の表示面積上限を見直しました》

自家広告物（自己の名称等を自宅等に表示する広告物）の表示面積の上限を次のとおり見直しました。

地域区分	見直し前	見直し後
第1種禁止地域	15㎡以下	建物の規模に応じた面積（ ）
第2種禁止地域	150㎡以下	100㎡以下
第1種許可地域	上限なし	150㎡以下
第2種許可地域	上限なし	上限なし
第3種許可地域		上限なし

（ ）建物の延床面積に応じて15㎡～90㎡

《禁止物件を見直しました》

広告物の表示に用いてはいけない「禁止物件」に、次の物件を追加しました。

- ・カーブミラー
- ・パーキングメーター
- ・道路情報管理施設（渋滞情報を表示する電光掲示板、等）
- ・風力発電施設

《野立広告の許可基準を見直しました》

野立広告の許可基準を、次のとおり見直しました。

高さに関する基準を地域ごとに区分しました

従来	見直し後
一律15m以下	商業地域：15m以下 第1種禁止地域：10m以下 その他：12m以下

色彩に関する基準を新たに導入しました

（新規）マンセル値の彩度12を超える色を、表示面積の1/4以内としました。

管理者の氏名・連絡先の明示を義務づけました

（自家広告物は除く）

《広告幕の許可基準を見直しました》

広告幕の許可期間を延長（1ヶ月以内 3ヶ月以内）するとともに、寸法に関する基準（長さ10m以下、幅1m以下）を撤廃しました。

許可基準については、他にも細かい見直しを行いました。詳しくは県都市計画課のホームページをご覧ください。

【ここが変わります】

他にも色々な見直しを行いました

これまでに挙げた以外にも、良好な景観の形成のために色々な見直しを行いました。

《景観法の規定に対応した規定を新設しました》

景観法に基づく景観計画を策定した際に、景観地区や準景観地区として指定した地区は、原則として広告物を表示してはいけない「禁止地域」（第1種禁止地域）に該当することとしました。

また、景観計画で景観重要建造物や景観重要樹木に指定した物件は、広告物の表示に用いてはいけない「禁止物件」に該当することとしました。

《広告主等を通じた屋外広告物の適正化を進めました》

違反広告物を表示している広告主等に対して、移設や撤去等の是正措置をとるよう勧告する規定を新設しました。

また、勧告を受けた広告主等がその内容に従わない場合に、勧告に従わない旨を公表することにより、広告主等を通じた屋外広告物の適正な表示を推進することとしました。

【現在表示中の屋外広告物はこうなります】

- ）現在許可を受けて表示中の広告物のうち、見直し後の許可基準に適合するものは、条例及び規則の改正後も引き続き許可を受けて表示できます。許可不要の広告物で見直し後の許可基準に適合するものも同様です。
- ）現在許可を受けて表示中の広告物で、見直し後の許可基準に適合しないものは、法定耐用年数（大蔵省令で定める年数、広告物の種類や材質ごとに異なります）が経過するまでは引き続き許可を受けて表示できます。ただし、途中で表示内容の変更等の改造を行った場合は、見直し後の許可基準により許可を受けることが必要になります。

その他、詳しくはお近くの市町村か、または県都市計画課にお問い合わせください。

問い合わせ先

茨城県土木部都市計画課都市行政G

TEL 029-301-4579

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/>

01class/class09/work/okugaikoukoku-kisei/